

令和2年度

南伊豆町公共下水道事業  
特別会計補正予算  
(第2号)



## 議第 22 号

### 令和 2 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 25,849 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 350,966 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

#### （債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

#### （地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 25 日提出

賀茂郡南伊豆町長 岡部 克仁

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金
2 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料
3 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金
5 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
8 町 債	1 町 債
歳 入	合 計



歲 出

款	項
1 下 水 道 費	1 下 水 道 建 設 費
2 業 務 費	1 業 務 費 2 施 設 管 理 費
3 公 債 費	1 公 債 費
歲 出	合 計



第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道費	1 下水道建設費	公共下水道 建設事業	33,193
計			33,193





第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
公 営 企 業 会 計 導 入 委 託 料 ( 固 定 資 産 調 査 ・ 評 価 )	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度	限 度 額 14,157
		事 業 予 定 額 25,740
		令 和 2 年 度 予 算 計 上 額 11,583

(単位：千円)

補 正 後	
期 間	限 度 額
令和3年度 から 令和4年度	限 度 額 12,584
	事業予定額 22,880
	令和2年度予算計上額 10,296

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後	
	限 度 額	限 度 額	起債の方法
公 共 下 水 道 事 業 ( 建 設 改 良 分 )	111,700	89,200	証書借入
地 方 公 営 企 業 法 業 適 用 事 業	11,500	10,200	証書借入

(単位：千円)

利 率	償還の方法
<p>政府資金は指定利率、その他は2.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後に、当該見直し後の利率。</p>	<p>借入先の貸付条件による。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。</p>

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額
1 分担金及び負担金	3,744
2 使用料及び手数料	43,958
3 国庫支出金	19,000
5 繰入金	186,862
8 町債	123,200
歳入合計	376,815



歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 下 水 道 費	180,699	△25,945
2 業 務 費	79,239	65
3 公 債 費	115,877	31
歳 出 合 計	376,815	△25,849





2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	分担金及び負担金	3,744	△1,462	2,282
	1 負担金	3,744	△1,462	2,282
	1 負担金	3,744	△1,462	2,282
2	使用料及び手数料	43,958	△6,164	37,794
	1 使用料	43,948	△6,164	37,784
	1 使用料	43,948	△6,164	37,784
3	国庫支出金	19,000	△2,500	16,500
	1 国庫補助金	19,000	△2,500	16,500
	1 下水道費国庫補助金	19,000	△2,500	16,500
5	繰入金	186,862	8,077	194,939
	1 一般会計繰入金	186,862	8,077	194,939
	1 一般会計繰入金	186,862	8,077	194,939
8	町債	123,200	△23,800	99,400
	1 町債	123,200	△23,800	99,400
	1 下水道債	123,200	△23,800	99,400

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 下水道受益者負担金	△1,462	001 現年度分下水道受益者負担金 002 滞納繰越分下水道受益者負担金	△1,159 △303
1 下水道使用料	△6,164	001 現年度分下水道使用料 002 滞納繰越分下水道使用料	△6,114 △50
1 下水道費補助金	△2,500	002 社会資本整備総合交付金	△2,500
1 一般会計繰入金	8,077	001 一般会計繰入金（建設費繰入） 002 一般会計繰入金（公債費等繰入）	1,817 6,260
1 下水道事業債	△23,800	001 公共下水道事業債（下水道） 003 公営企業適用債	△22,500 △1,300

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	下水道費	180,699	△25,945	154,754	△2,500	△23,800	658	△303
1	下水道建設費	180,699	△25,945	154,754	△2,500	△23,800	658	△303
1	1 公共下水道建設費	180,699	△25,945	154,754	△2,500	△23,800	658	△303

2	業務費	79,239	65	79,304			△6,114	6,179
1	業務費	15,083	65	15,148			△1,133	1,198
1	1 総務管理費	15,083	65	15,148			△1,133	1,198
2	施設管理費	64,156	0	64,156			△4,981	4,981
1	1 管渠費	3,866	0	3,866			△300	300
2	2 処理場ポンプ場費	60,290	0	60,290			△4,681	4,681

3	公債費	115,877	31	115,908				31
1	公債費	115,877	31	115,908				31
2	2 利子	17,097	31	17,128				31

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
8 旅 費	△70	【800 公共下水道建設事業】	△25,945	
		普通旅費	△70	
12 委 託 料	△3,390	公共下水道全体計画策定委託料	△2,103	
		公営企業会計導入委託料	△1,287	
14 工 事 請 負 費	△22,485	下水道管渠更生工事	△22,485	
10 需 用 費	△226	【801 下水道総務事務】	△109	
		通信運搬費	△109	
11 役 務 費	△109	【802 下水道使用料賦課徴収事務】	174	
		修繕料	△226	
26 公 課 費	400	消費税	400	
22 償還金、利子 及び割引料	31	【807 利子】	31	
		町債利子	31	